

施設基準及び診療報酬に係る院内掲示について、ご案内申し上げます。

#### ○生活習慣病管理料（Ⅰ）（Ⅱ）

脂質異常症・高血圧症・糖尿病のいずれかをお持ちの方には、血圧、体重、食事、運動などに関する指導内容を記載した「療養計画書」の内容に同意のうえ、署名をいただくこととなりました。ご理解ご協力のほどお願いいたします。当院では患者さんの状態に応じ、28日以上長期の処方を行うこと、リフィル処方せんを発行することのいずれの対応も可能です。長期処方やリフィル処方箋の交付が対応可能かは病状に応じて担当医が判断致します。

#### ○医療情報取得加算

当院は、オンライン請求・オンライン資格確認を行う体制を有しています。受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めております。正確な情報を取得・活用のため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いします。マイナンバーカードをお持ちの方は、受付窓口でカードリーダーをご利用いただくことでスムーズに保険証の資格確認ができます。

#### ○医療 DX 推進体制整備加算

- ・医師等が診療を実施する診察室等において、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を閲覧・活用し診療を行っています。
- ・マイナ保険証利用を促進するなど、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。
- ・電子処方箋の発行や電子カルテ情報共有サービスなどの医療 DX にかかる取り組みを実施してまいります。（今後導入予定）

#### ○明細書発行体制等加算

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書を無料で発行いたしております。明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお申し出ください。

#### ○一般名処方加算

一般名処方にすることは医薬品の供給が不安定な中であっても、必要とする患者さんに安定的に医薬品を供給するための方策の一つと考えています。ご不明な点は十分にご説明いたします。令和6年10月より、医療上の必要性がある

と認められない場合に患者さんの希望を踏まえ長期収載品を処方等した場合は、後発医薬品との差額の一部が選定療費として、患者さんの自己負担となります。選定療費は、保険給付ではないため消費税が別途かかります。

※長期収載品とは

後発品のある先発医薬品で後発品収載から 5 年経過しているものや、後発品置換え率が 50%以上のものなど要件に合った品目です。対象医薬品リストは厚生労働省ホームページで公表されています。

※選定療費とは

保険診療と保険外診療を合わせて行うことができるようにした制度の 1 つで、保険外診療にあたるものです。